

第386回宮城県議会議案に対する意見について

第386回宮城県議会(令和4年11月定例会)に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和4年11月9日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算議案

令和4年度宮城県一般会計補正予算(第8号分)

2 予算外議案

- (1) 財産の取得について(情報通信機器(タブレット端末等)一式)(教育企画室分)
- (2) 財産の取得について(情報通信機器(タブレット端末等)一式)(高校教育課分)
- (3) 工事請負変更契約の締結について(南部地区職業教育拠点校(仮称)校舎等新築工事)

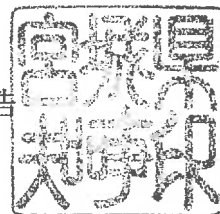
令和4年11月18日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 1 4 2 号
令和 4 年 1 1 月 9 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 8 6 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案
令和 4 年度宮城県一般会計補正予算（第 8 号分）
- 2 予算外議案
 - (1) 財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）（教育企画室分）
 - (2) 財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）（高校教育課分）
 - (3) 工事請負変更契約の締結について（南部地区職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事）

第386回宮城県議会（11月定例会）提出予算議案 ～令和4年度11月補正予算の概要（教育庁関係分）～

1 補正予算の概要

単位：千円

| 令和3年度 | 令和4年度 | | | 比較 | |
|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------|
| 11月現計予算額[A] | 現計予算額[B] | 11月補正額[C] | 計[B+C]=[D] | [D-A] | [D/A] |
| 176,858,645 | 158,921,074 | 57,500 | 158,978,574 | ▲ 17,880,071 | 89.9% |

2 事業の概要

単位：千円

| 事業概要等 | 補正額 | 財源 |
|--|--------|---------------|
| 高等学校等修学支援費（物価高騰対策分）【高校教育課】 | 38,400 | 国庫 38,400 |
| ■低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金受給世帯に対して支援するもの。 | | |
| 特別支援教育就学奨励費（物価高騰対策分）【特別支援教育課】 | 19,100 | 国庫 19,100 |
| ■低所得世帯を対象とした特別支援教育就学奨励費受給世帯に対して支援するもの。 | | |
| 合計 | | 57,500 |

【参考】

| 財源内訳 | 国庫支出金 | 一般財源 | 合計 |
|------|--------|------|--------|
| | 57,500 | 0 | 57,500 |

3 債務負担行為

| 課名 | 債務負担行為名 | 期間 | 限度額 |
|-----------------------|--|--------------------------|---------|
| 名取支援学校仮設校舎賃借 | | | |
| 特別支援教育課 | 既決債務負担行為の期間及び限度額の変更に必要な経費（平成26年度議決分） | 変更前 H26.4～R5.3 (9ヶ年) | 16,000 |
| | 【変更が必要な理由】 狭隘化対策のため、設置しているプレハブ校舎の契約期間が令和5年3月31日で終了することから、引き続き、3年間リース契約を継続しようとするもの。 | 変更後 H26.4～R8.3 (12ヶ年) | 22,000 |
| 利府支援学校仮設校舎賃借 | | | |
| 特別支援教育課 | 既決債務負担行為の期間及び限度額の変更に必要な経費（平成26年度議決分） | 変更前 H26.4～R5.3 (9ヶ年) | 16,000 |
| | 【変更が必要な理由】 狭隘化対策のため、設置しているプレハブ校舎の契約期間が令和5年3月31日で終了することから、引き続き、3年間リース契約を継続しようとするもの。 | 変更後 H26.4～R8.3 (12ヶ年) | 22,000 |
| 蔵王自然の家宿泊棟等改修工事 | | | |
| 生涯学習課 | 蔵王自然の家の老朽化した屋上・屋根・外壁等改修工事に要する経費 | R4.12～R6.3 (2カ年) | 164,000 |
| | 【債務負担が必要な理由】 ・工事は、概ね8ヶ月の期間を要する見込みである。 ・施工場所は積雪の影響で例年12月以降は工事の執行が困難な地域である。 ・令和5年度内事業完了に向け適正な工期を確保するとともに効率的な工事の執行を図るため、今年度中に工事契約締結し、令和5年4月から着工する必要があるため債務負担行為を設定するもの。 | | |

| 債務負担行為名 | | 期間 | 限度額 |
|-------------------------|--|---------------------|--------|
| 課名 | 事業概要 | | |
| 美術館常設展示関連業務委託 | | | |
| 生涯学習課 | <p>令和5年度美術館常設展の開催に伴い、展示作業等業務（展示作業及び展示装飾業務）について、年度内に契約を締結し、業務完了後に委託料を支払うための経費</p> <p>【債務負担が必要な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市のグリーンフェア開催に伴う仙台市博物館所蔵品の展覧会開催による開館に併せて、令和5年4月19日から、常設展示1期のみ開催を予定している。 ・上記期間で開催するためには、年度内に契約を締結する必要があるため債務負担行為の設定を行う。 | R4.12～R6.3 (2カ年) | 2,000 |
| 東北歴史博物館特別展開催費負担金 | | | |
| 文化財課 | <p>令和5年度東北歴史博物館特別展「悠久の絆 奈良・東北のみほとけ（仮）」の開催に係る基本契約を年度内に締結し、開催負担金を支払うための経費</p> <p>【債務負担が必要な理由】</p> <p>「悠久の絆 奈良・東北のみほとけ（仮）」は令和5年4月15日からの開催であるが、開催日の4ヶ月前には開催に係る基本契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する必要がある。</p> | R4.12～R6.3 (2カ年) | 20,000 |

第386回宮城県議会議案予算外議案の概要 (教育庁関係分)

○ 条例外議案

議第195号議案

財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）

県立学校において使用する情報通信機器（タブレット端末等）一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 教育企画室

- 取得しようとする財産 情報通信機器（タブレット端末等）一式
- 取得金額 234,960,000円
- 取得の相手方 テクノ・マインド株式会社

議第196号議案

財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）

県立学校において使用する情報通信機器（タブレット端末等）一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 高校教育課

- 取得しようとする財産 情報通信機器（タブレット端末等）一式
- 取得金額 917,400,000円
- 取得の相手方 テクノ・マインド株式会社

議第203号議案

工事請負変更契約の締結について（南部地区職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事）

請負金額 4,153,450,400円 → 4,170,958,000円
契約の相手方 フジタ・八重樫工務店・松浦組建設工事
共同企業体
所管 施設整備課

- 議決日 令和2年12月16日 議第244号議案
- 変更日 令和4年7月5日 議第131号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更